

議案第36号

備前市小集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市小集会所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市小集会所設置条例の一部を改正する条例

備前市小集会所設置条例(平成17年備前市条例第146号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条関係)

名称	位置	住民組織	指定期間
備前市香登西小集会所	備前市香登西383番地3	香登西奥協議会	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第36号参考資料
備前市小集会所設置条例新旧対照表

改正案		現行					
別表(第2条、第3条関係)		別表(第2条、第3条関係)					
名称	位置	住民組織	指定期間	名称	位置	住民組織	指定期間
備前市香登西小集会所	備前市香登西383番地3	香登西奥協議会	令和3年4月1日から令和7年3月31日まで	備前市麻宇那小集会所	備前市麻宇那1003番地	麻宇那西地区	指定の日から平成33年3月3日まで
				備前市香登西小集会所	備前市香登西383番地3	香登西奥協議会	1日まで